

(案)

府消委第〇〇〇号
平成27年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上 正二

答 申 書

平成27年3月3日付け消取引第114号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）別表第二（第5条関係）の改正を行うことについて

(案)

別紙

対象となる業務

社会保険労務士による裁判所における補佐人業務及び社会保険労務士法人による補佐人業務の受託

(社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成26年法律第116号)による改正後の社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第2条の2及び第25条の9の2)

以上